

御印通各

平成16年1月15日

殿

株式会社佐野工業代理人

弁護士

冠省 時下益々ご清栄のことと存じます。

先日、奥様の方に電話でお伝えしましたが、改めてご連絡申し上げます。昨年
末に（株）佐野工業が民事再生の申立てを致しました。既に債権者集会で再生に
関して同意を得られており、今後は再生計画案の提出、再生計画認可決定、再生
計画案の履行という流れで手続が進むことになります。民事再生申立に関しては
与位田弁護士及び与那嶺弁護士が申立代理人となっており、今後の民事再生手続
については同弁護士が行っていくこととなりますが、本件に関しては、当職が佐
野工業の代理人として、引き続き交渉をするよう依頼されております。

佐野工業としてはこれまで訴訟もやむを得ないとの姿勢ではありましたが、今
般民事再生の申立等、事情の変更もありまして、熟慮の末、和解金を増額するこ
とに致しました。具体的には、昨年12月24日に提案した金220万円に、さ
らに70万円を上乗せし、請負工事代金総額540万円より290万円を差し引
くという形で考えています。結局貴殿の工事代金支払義務は金250万円いうこ
とになります。

金銭面以外の和解条件ですが、佐野工業が瑕疵担保責任を負うことは法律上当
然のことですから、和解書にその旨の文言を入れるか否かはいずれでも構いませ
ん。また、保証書については、既に引き渡しの準備はできていますので、いつで
もお渡しすることは可能です。

その他の質問事項については、詰まるところ修理代金をいずれが負担するかと
いう事に関わるものであり、この点、修理代金は佐野工業が全て負担することに

なるものと思われしますので、回答を控えさせていただきます。

なお、今回提示の金額以下だと裁判所の許可、監督委員の許可も得られないだろうと思われしますので、今回の案に同意して頂けない場合は、訴訟ということになるだろうと思います。この金額が最低限の譲歩のラインでありますので、是非和解案に同意して頂くよう宜しくお願い致します。

草々